Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和5年4月 17 日 14 時 00 分 近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置 要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

いすど自動車近畿株式会社

期間: 令和5年4月 17 日から令和5年5月 16 日まで(1ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

いすゞ自動車近畿株式会社の元役員が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> ------

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 Tel 06-6942-1141

契 約 課 長 大桐 敦彦(内線 2511)

建 設 専 門 官 磯川 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 Tel 078-391-7576

経理調達課長 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

いすゞ自動車近畿株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

いすゞ自動車近畿株式会社の元役員は、タイヤの架空取引を繰り返して親会社から現金や約束 手形をだまし取ったとして、令和5年2月14日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

いすら自動車近畿株式会社の元役員が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: いすゞ自動車近畿株式会社

大阪府守口市八雲東町1丁目21番10号

代表取締役 堀田 雅之

指名停止措置の範囲:近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年4月17日から令和5年5月16日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。